

◎新潟県告示第979号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成30年9月11日

新潟県知事 花 角 英 世

| 種 類 | 番 号 | 枚数 | 免税軽油引取に係る販売業者 |
|--------|---------------------|----|--|
| 18リットル | N07357744～N07357746 | 3 | 新潟県長岡市寺泊吉63-5 株式会社米弥商店 昭和シェル石油 寺泊給油所 |